平成22年度第60回「社会を明るくする運動」月間
《犯罪予防活動》西陵中学校区内地域交流会

ご参加者各位

担当：四日市保護司会小山田・水沢地区会

本日はようこそご参加下さいまして誠に有難うございます。
当会の進行を下記の通りご案内申し上げます。

記

◎開催日時：平成22年7月12日(月)　19：30～21：00
◎開催場所：小山田小学校
◎開催目的：「社会を明るくする運動」月間に当り
　　犯罪予防運動の強化
　主唱！《犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ》法務省
◎参加各位：自治会関係、教育関係、社会教育福祉推進協議会関係、保護司各位
◎進行次第：[19：30開始～21：00終了]
　19：30⇒開会
　19：45⇒DVD「心のリレー」　28分
　20：20⇒「保護観察」について
　　津保護観察所四日市駐在官事務所
　　保護司観察官　竹内俊夫
　20：45⇒質疑応答
　21：00⇒閉会

担当保護司：小山田地区⇒戸田峰夫・伊藤久子
水沢地区　⇒鎌田久和・市橋愛爾

「社会を明るくする運動」とは

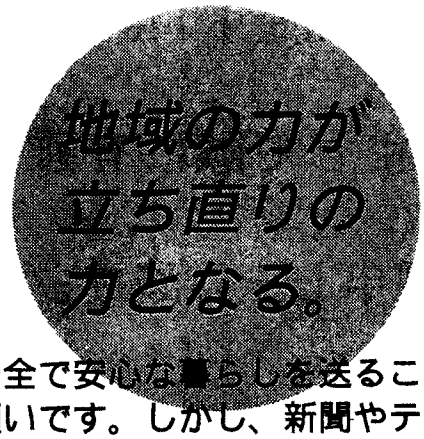

安全で安心な暮らしを送ることができる地域社会の実現は、すべての人の願いです。しかし、新聞やテレビなどを見ると事件の報道がない日はありません。犯罪や非行のない社会を築くためには、取り締まりを強化し、罪を犯した人を処罰することも必要なことです。でも、それだけで本当に十分なのでしょうか。

犯罪や非行は地域社会で起き、あやまちを犯した人もいずれは地域社会に戻ってきます。犯罪や非行が起きにくい地域社会作りのためには、日ごろから何をすればよいのでしょうか。また、あやまちを犯して立ち直る決心をした人が地域社会に戻ってきたときに、どのように受け入れればよいのでしょうか。

安全で安心な暮らしは、私たち一人ひとりが、犯罪や非行の防止や立ち直りは地域の問題であることに気づき、自分たちの住む地域は自分たちで良くしていくことが必要であると理解し、自分たちのできることから地域づくりに参加していくことから始まるのです。

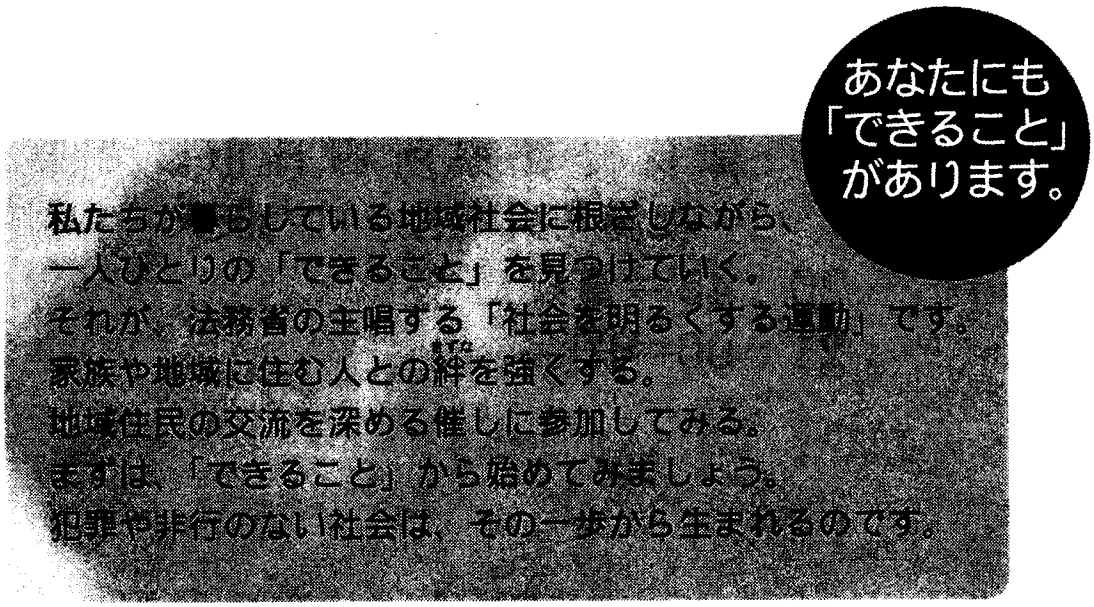

1

第60回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進します。

行動目標	① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう
重点事項	**「立ち直りを支える取組についての理解促進」** **「犯罪や非行をした人達の就労支援」** 保護観察を受けている人についてみると、無職者と有職者では、再犯率が大きく異なっています。犯罪や非行をした人たちの就労を支援することが、再犯を防止し、安全・安心の地域社会をつくる上でも重要な課題となっています。

みなさんのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第 60 回社会を明るくする運動四日市地区推進委員会
（四日市保護司会編）

更生保護には次の団体や人々が協力しています

更生保護女性の会

女性として、母親としての立場から、地域の犯罪予防と犯罪や非行に陥った人たちの更生に協力し、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとする女性ボランティアの団体です。

更生保護女性の会は、犯罪・非行防止のための世論の啓発活動、少人数の住民による対話集会（いわゆるミニ集会）などを行うほか、更生保護施設や刑務所・少年院を訪問して、収容者に物心両面の激励や援助をしたり、保護司の活動やBBS運動に対する援助協力を行ったりしています。

（四日市更生保護女性の会員　1,400名）

ＢＢＳ会

BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略）とは、非行少年のよい友だちになり、兄や姉の立場に立って、日々の悩みや喜びをともにしたり、相談にのったりしながら、少年が自ら立ち直り、成長していくのを側面から援助するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指して非行防止活動を行う青年運動であり、BBS会とは、この運動のために有志青年が組織している団体です。BBS運動は、非行少年も自分たちも現代を共に生きる若者同志という共感、そこから生まれる友愛と奉仕の精神によって支えられています。

（四日市BBS会員　10名）

協力雇用主

犯罪や非行歴のある人たちを差別しないで積極的に雇用して、その更生に協力している人たちです。

職業は規律ある生活の中心となるものだけに、ただ雇うだけでなく、その人たちの心情もよく理解して安定した職場を提供している協力雇用主は、更生保護に大きな貢献をしています。

また、これらのほかにも、地域には、物心両面にわたって個人的に更生保護に協力している様々な民間の人々がいます。

このように更生保護に協力することは、決して特別の人たちに限られるわけではなく、誰にでもできるのです。各人がそれぞれの活動分野で持てる力を出し合うことが望まれます。

青少年の健全育成指導について

１．補導活動の概要

補導活動は、青少年の非行や問題行動を未然に防止し、健全な育成に資することを目的としている。

したがって、繁華街・駅・公園・カラオケ・ゲーム場など青少年の多く集まる場所を巡回して対象少年の早期発見に努め、指導と助言を行うことを主な内容とした活動を実施している。これに携わるのは、四日市市教育委員会が委嘱した中央補導員、三泗地区広域補導員であり、少年サポートセンターやライオンズクラブ、警察少年指導員も協同している。 平成21年度の補導実施回数は、中央補導393回・三泗広域補導28回・青少年育成指導室18回の計439回であった。

２．補導状況

平成21年４月から平成22年３月までの間、喫煙等の不良行為により補導した少年は延べ250人で、前年同期の192人に比べると58人増加した。

男女別では、男子171人、女子79人で女子は全体の32%を占める。

学職別では、高校生が85人で全体の34%を占め最も多い。

次いで有職少年が47人で19%、中学生が42人で17%、小学生が36人で14%、無職少年が21人で８%、その他19人で８%となっている。

行為別では、喫煙が155人と最も多く、全体の62%であり、そのうち高校生が65人、有職少年が44人と喫煙行為の約70%を両者が占めている。次いで不健全娯楽（16歳未満の18時以降のゲームセンター立入り）が49人で、全体の20%を占め、そのほとんどは小・中学生である。

行為場所は、主にゲームセンター・路上・大型店舗・社寺・公園・カラオケボックス・駅構内等である。

平成21年度の補導数は平成20年度に比べて増加しているものの、過年度と比べ減少化傾向にある。当室での補導では喫煙が最も多いが警察による補導においては深夜徘徊が多く、夜遅くまで出歩く青少年の現状がある。

また、ゲームセンターへの立入制限後の親子連れが目立ち、保護者の意識の希薄さが大きい。

3. 相談活動

市教育委員会青少年育成指導室での相談業務は相談者の立場や悩みを理解し、意欲を持って自らが問題解決できるよう、サポートして行くように配慮している。

学職別補導状況の推移

（　）は構成比

	未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	その他	有職少	無職少	合 計
平成19年度	2 (0.8)	27 (11.2)	38 (15.7)	96 (39.7)	3 (1.2)	1 (0.4)	58 (24)	17 (2.0)	242 (100)
平成20年度	0 (0)	20 (10.4)	43 (22.4)	89 (46.4)	2 (1.0)	1 (0.5)	32 (16.7)	5 (2.6)	192 (100)
平成21年度	3 (1.2)	36 (14.4)	42 (16.8)	85 (34)	2 (0.8)	14 (5.6)	47 (18.8)	21 (8.4)	250 (100)

行為別補導状況の推移

（　）は構成比

行為別 / 年度（平成）	飲酒	喫煙	深夜徘徊	乱暴・喧嘩	不純異性交遊	不良交友	怠学・怠業	不健全娯楽	金銭乱費	その他・危険な行為	自転車の二人乗り	その他無灯等	道交法違反	その他	計
19	0	142 (58.7)	0	0	4 (1.7)	4 (1.7)	3 (1.2)	52 (21.5)	0	0	28 (11.6)	6 (2.4)	3 (1.2)	0	242 (100)
20	0	125 (65.1)	0	0	0	0	7 (3.6)	45 (23.4)	0	0	12 (6.3)	1 (0.6)	2 (1.0)	0	192 (100)
21	0	155 (62)	0	0	0	2 (0.8)	0	49 (19.6)	0	2 (0.8)	19 (7.6)	4 (1.6)	0	19 (7.6)	250 (100)

過去10年間の補導少年数

年度（平成）	補導者数（人）
12	956
13	767
14	704
15	733
16	501
17	428
18	284
19	242
20	192
21	250

相談受理状況

(1) 相談方法と相談者の状況（延人数）　　（ ）内女子

相談者(人) / 方法	本人	保護者	学校	職場	その他	計
面接	1 (0)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	10 (7)
電話	1 (1)	51 (46)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	56 (51)
計	2 (1)	57 (51)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	66 (58)
前年計	7 (0)	29 (25)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	37 (25)

(2) 相談対象少年の学識別状況　　（ ）内女子

学職別年 / 計	未就児	小学生	中学生	高校生	大学生	その他	無職少年	有職少年	合計
計	3 (1)	15 (8)	23 (3)	9 (3)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	12 (4)	66 (19)
前年計	0 (0)	7 (2)	5 (0)	15 (3)	6 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	36 (5)

相談内容（平成21年度）(件)

身体精神問題	3（1）
学業関係問題	3（1）
性格行動･登校拒否･家出	6（2）
非行問題	4（0）
友人関係問題	0（0）
異性関係問題	2（2）
家庭問題	33（5）
性問題	0（0）
いじめ問題	1（1）
その他	14（7）
計	66（19）
前年度	36（5）

4．啓発活動

次代を担う青少年の健全な育成の重要性を、広く市民に認識してもらい、積極的な協力を得るために、青少年育成指導室では市内の青少年育成団体や関係機関と協力して、21年度も積極的な広報・啓発活動を行いました。

(1) 広報活動

① 「早ね 早おき 朝ごはん」市民運動のポスターを作成し、関係機関に配布した。

② 青少年健全育成を呼びかけたメモ帳や携帯用のバンドエイドを作成し、地区独自開催の研修会や懇談会などで配布した。

(2) 啓発活動

① 各地区主催の研修会や補導委員会からの要請で出席した際に、情報の提供、印刷物による啓発を行った。

② 社会を明るくする運動四日市地区実施委員会の活動に協力し、市内小・中学校の児童生徒86人が、関係諸団体・地区代表者・引率者とともに啓発活動に参加し、青少年の非行防止を呼びかけた。

③ 希望する学校園や地域諸団体に対して、生活リズムの向上・規範意識の大切さ・インターネットの正しい使い方をねらいとした講演を行った。

- 生活リズム向上講座　　18回開催
- 非行防止教室　　25回開催
- Ｅネット安心講座　　11回開催

④ 有害情報等から子どもを守る取り組みとして、８月に保護者と教職員を対象に四日市市勤労者・市民交流センターにおいて「インターネット等のトラブルから子どもを守る」研修会を実施した。

5．環境浄化活動

(1) 有害図書の取り組み

青少年にとって刺激的で興味本位の有害図書類が書店内に、青少年が自由に手にとって読める状態で並べられてあったり、図書類自動販売機が道路沿いに設置されたりしている。青少年を性犯罪や性の被害から守る意味からも、県から任命された立入調査員と情報交換や連携を図りながら、市内全域にわたり現地調査を行った。図書類自動販売機は、市内道路沿いに平成17年４月には12カ所31台設置されていたが、年々減少し平成22年３月末で４ヵ所11台になっている。

(2) 危険標柱の設置

子どもを事故から守るために、５月に各小学校区ごとにＰＴＡの協力を得て、危険箇所（河川・池・海岸・がけなど）の調査を行い、地図に書き込み、危険標柱の設置場所、数の確認作業を行った。

青少年育成指導室で作製している「ここはあぶない」という標柱を、調査結果をもとにして各小学校区に配り、夏休みが始まる前までに各地区で設置を行ってもらった。

新設、補充、取り替え等の希望のあった市内の10の小学校区に59本を配付した。これで市内の危険標柱の設置数は941本になった。

(3) 啓発用ビデオテープの活用

市内各地区で開催される補導委員会、地区懇談会、保・幼・小・中・高校の保護者会などに、青少年育成指導室が所有するビデオテープ等の貸出しを行い、また非行防止教室等の講演でも利用し、青少年健全育成の一環として活用を図った。

「万引きはダメ！」「ミミちゃんのてとてとて」「子どもたちが狙われている」「ぜったいゆうかいされないぞ」「出会い系サイトの危険」といった規範意識の向上や子どもの安全対策に関わる内容のビデオの利用が増えている。

尚、次ページにビデオテープの目録を掲載しましたので参照して下さい。

● **平成２１年度　貸出し状況**

ビデオテープ　　２４本

● **平成２１年度　活用状況**

人数／活用	地区懇談会	保護者会	その他	合　計
利用回数	１５回	２回	４９回	５４回
活用者数	５４１人	１２０人	６１１４人	６７７５人

地域における青少年問題の相談及び補導について

市の青少年対策の一環として、57年10月から青少年の保護矯正上継続して補導を行う必要がある青少年及びその家族の相談に応じ、かつ助言指導を行うとともに、地域における青少年問題に関する各種の相談及び指導にあたるため青少年相談員を設置し、青少年対策の充実強化を図っています。

相談員（49名）は教育委員会が委嘱しております。

◆◆読みもの◆◆

第60回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
広報ビデオ「心のリレー」

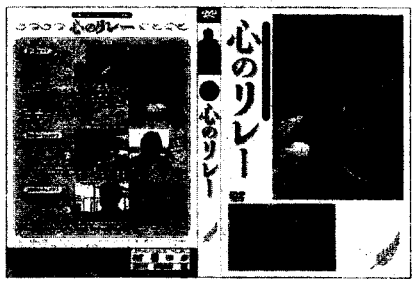

法務省保護局更生保護振興課

広報ビデオの内容

犯罪をした人や非行のある少年が、「やり直したい」「立ち直りたい」と思ったとき、その実現には、仕事や学校、住むところなど社会生活の基盤が確保されることが大切であり、地域社会の方々に立ち直りに対する御理解と御協力をいただくことが重要です。

また、平成二一年五月、裁判員裁判が開始され、刑事司法に対する国民の皆さんの関心がますます高まっております。とりわけ、執行猶予判決における保護観察付執行猶予判決の割合が飛躍的に増加するなど、犯罪をした人の更生に対し、大きな期待と注目が寄せられているところです。

そこで、第六〇回〝社会を明るくする運動〟では、重点事項を前回の「犯罪や非行をした人たちの就労支援」に加え、「立ち直りを支える取組についての理解促進」としています。

今回の広報ビデオはこの重点事項に沿った内容として三部構成となっています。

第一部では、裁判員裁判によって保護観察付執行猶予判決を受けた主人公が、保護司や地域の方々の支えの下、立ち直りへのきっかけをつかむまでをドラマ形式で描くことにより、「立ち直り」についての理解や地域の力の大きさへの気付きを促すことを目的としています。

第二部では、保護観察官の仕事風景をドキュメントとして取り上げることで、立ち直りを支える国の仕組を分かりやすく紹介し、その理解が深まることを意図しています。

第三部では、一般の方々による更生保護への協力の様子を紹介し、更生保護の諸活動は、関係者だけでなく、身近なところでも行われていること、「自分のできる範囲の協力」が、犯罪や非行のない社会をつくる大きなチカラとなることを理解いただくことを目的としています。

活用の仕方

広報ビデオは、地域住民を対象とした集会、フォーラム、シンポジウム等の行事での上映や、学校の授業での鑑賞、ケーブルテレビを含むテレビ放映などに活用していただくことができます。また、三部構成という特徴を生かし、必要な箇所のみを上映していただいても差し支えありません。本ビデオは、各部ごとに、非常に凝縮された内容となっておりますので、上映の際には、保護司の方々を始め活用いただく更生保護ボランティアの方々に、更生保護や保護観察について補足的に御説明いただくことで、より一層効果的な活用ができると考えています。ビデオに対するお問合せは、最寄りの保護観察所までお願いします。

保 護 司 に つ い て

四日市保護司会

更生保護制度

犯罪や非行をした人たちに通常の社会生活をさせながら、指導や援助をし、その人たちが健全な一員として更生（**立ち直り**）することを助ける制度であります。この制度は、**「犯罪や非行をした人たちも周囲の条件と本人の自覚によっては、立派に立ち直ることができる」**という人間への信頼感に根ざしています。

国の行政行為《**更生保護制度**》の一翼を担うものとして保護司法によって、全国に52,500名（定数）の保護司が置かれており、四日市保護区は122名（定数）が法務大臣から委嘱されています。専門官である保護観察官と協働して、**保護観察、生活環境調整及び犯罪予防活動**を実施することを任務としています。非常勤の国家公務員でありますが、無給の社会奉仕者であります。

1．保護司の使命

「社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」（保護司法第1条）

2．保 護 観 察

一定範囲の犯罪者や非行少年を対象として、その改善と更生をはかるため、本人に一定の遵守事項の遵守を命じ、自由な行動のできる通常の社会生活の中で、一定期間継続的に**指導監督・補導援護**をする措置であります。

したがって、保護観察にとって地域社会は処遇の場であり、保護観察と地域社会とは極めて密接なかかわりをもっています。

四日市市における保護観察事件数（保護司担当）の状況

（各年末現在）

年次	津保護観察所管内（交通短期を除く）					四日市保護区				
	1号	2号	3号	4号	計	1号	2号	3号	4号	計
16年	602	122	75	240	1,039	109	22	6	47	184
17年	370	142	67	276	855	71	34	6	60	171
18年	319	108	57	252	736	57	18	11	57	143
19年	282	79	52	240	653	55	15	8	58	136
20年	268	60	53	220	601	42	10	12	55	119
21年	223	83	53	184	543	39	11	9	36	95
22年3月末	268	77	51	191	587	52	12	12	40	116

この他に、少年院や刑務所に収容されている者のうち、留守宅・引受人との生活環境調整にあたっているものがあります。

◎ 保護観察の対象

		（決定機関）	（保護観察の期間）
1号	家庭裁判所の保護処分（少年法第24条第1項第1号）	家庭裁判所	通常20才まで
2号	少年院から仮退院を許可された者	地方更生保護委員会	仮退院の期間
3号	刑務所から仮釈放を許された者	地方更生保護委員会	残刑の期間
4号	執行猶予言渡しがあり保護観察付とされた者	刑事裁判所	猶予の期間

保護観察

保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人がその対象となります。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

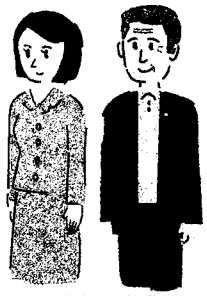

1号観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

保護観察の流れ

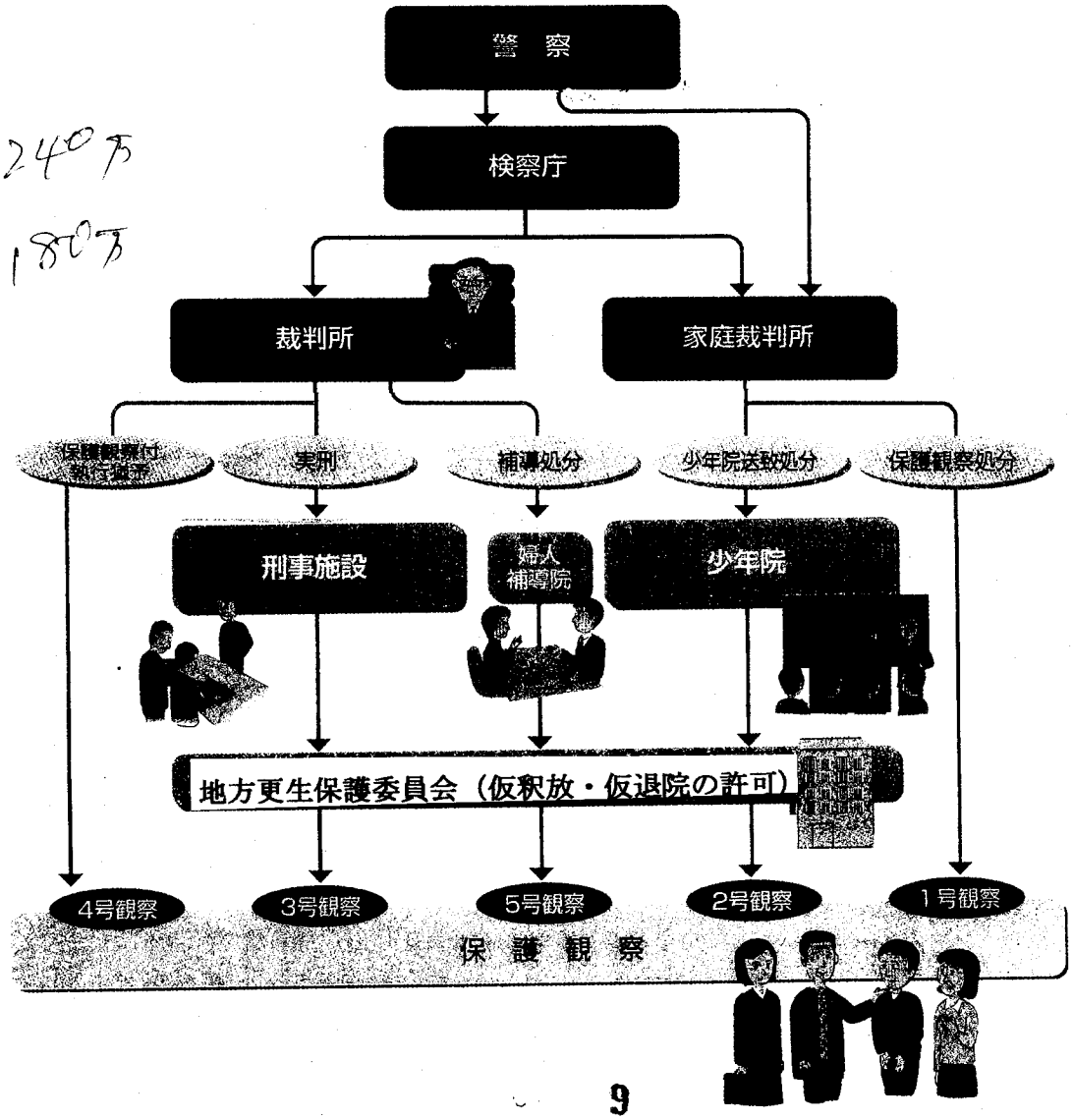

◉保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。

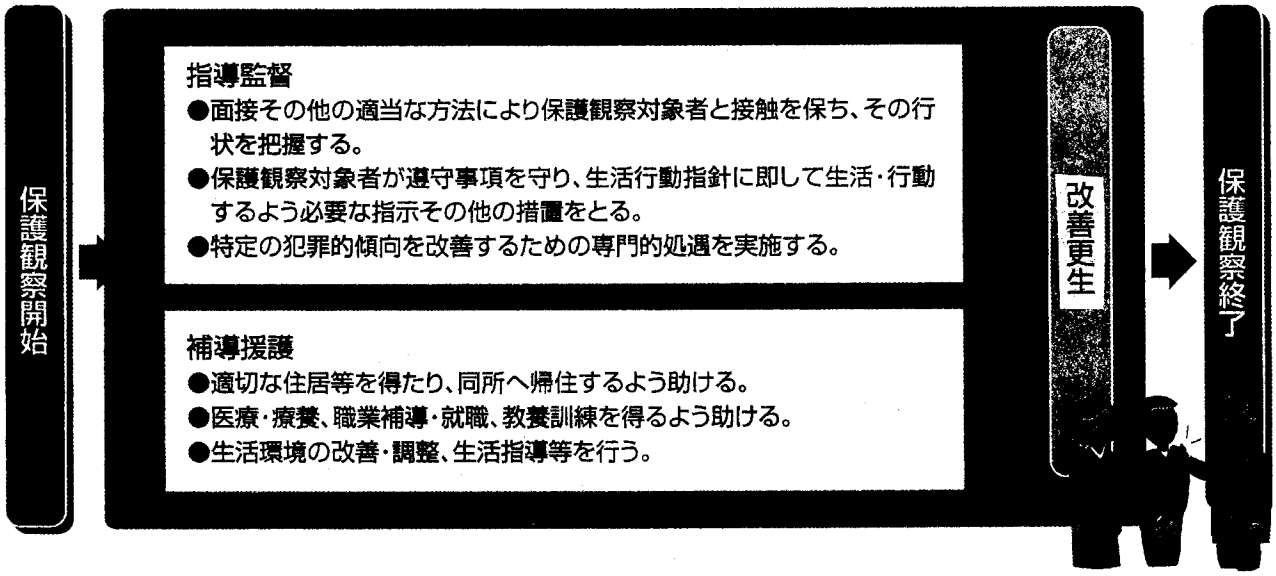

● 補導援護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種別	対象	期間	措置の内容
補導援護等	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	・食事又は食費の給与 ・医療及び療養の援助 ・帰住の援助 ・金品の給貸与 ・宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・就職の援助や健全な社会生活を営む（適応する）ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

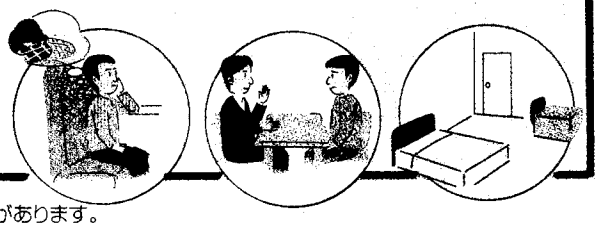

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

仮釈放・少年院からの仮退院等

矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等があります。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付されます。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続（典型的な例）

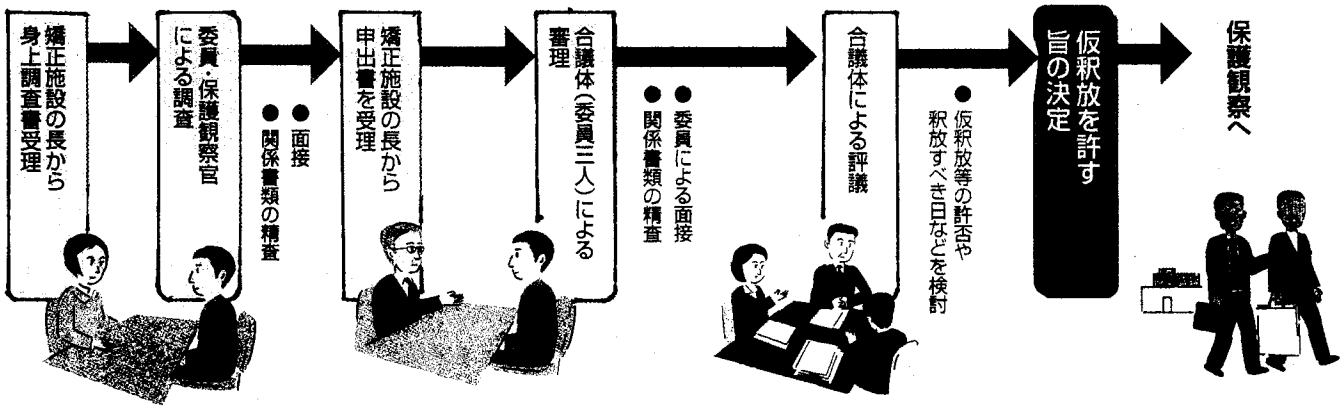

生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調査・調整し、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。

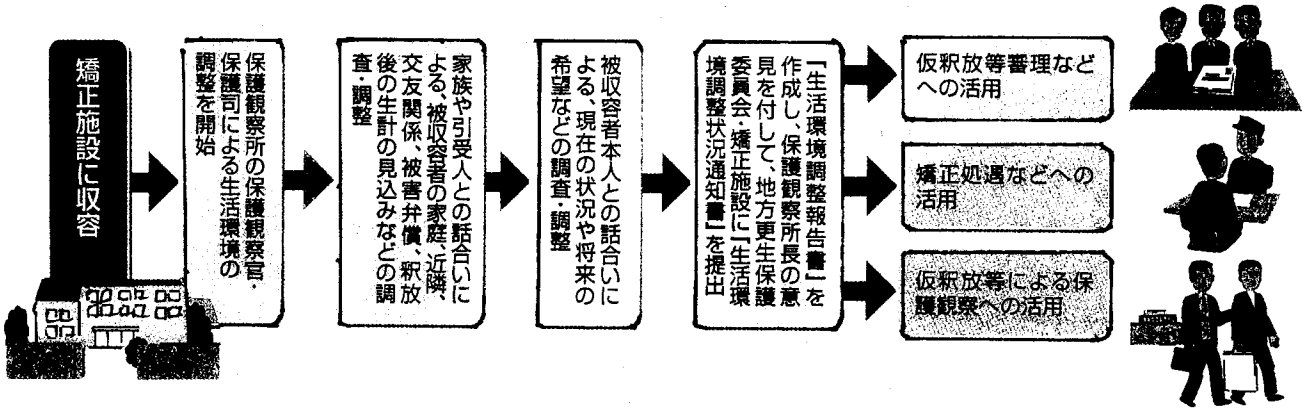

恩赦

恩赦とは、行政権によって、①国の刑罰権を消滅させ、②裁判の内容を変更し、又は③裁判の効力を変更若しくは消滅させることで、政令によって一律に行われる政令恩赦と、特定の者に対して個別に行われる個別恩赦に大別されます。

更生保護において重要なのは、犯罪をした人たちの改善更生の程度や被害者の感情などをみて、刑事政策的に残刑の執行を免除したり、資格を回復する個別恩赦です。個別恩赦は、中央更生保護審査会が、主に保護観察所の長の上申を受けて審査します。恩赦相当とされた場合、同審査会が法務大臣に申出を行い、内閣が決定、天皇がこれを認証することになります。